

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を更新します

70歳以上75歳未満の方には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

自己負担割合は、原則として毎年8月から翌年7月末までを1年として判定し、更新されます。これ以外にも、世帯構成や所得の申告内容が変わったときは自己負担割合が変更になる場合があります。

※平成29年8月から使用する高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。新しい高齢受給者証がお手元に届いたら内容をご確認ください。医療機関を受診するときは、被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

70歳以上の皆さまへ 平成29年8月から高額療養費の上限額が変わります

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役 並み	課税所得 145万円 以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)
一 般	課税所得 145万円 未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円

- ・どの適用区分に該当するかは、高齢受給者証または限度額認定証でご確認ください。
- ・現役並み所得者および一般所得者は直近12カ月以内に、世帯単位（外来+入院）の限度額を超える高額療養費の支給月額が4カ月以上ある場合には、4カ月目からは限度額が44,400円に軽減されます。

- ・一般所得者は1年間（8月～翌7月）の外来の自己負担額上限額が、年間144,000円に設定されます。
- ・75歳到達月は、それ以前の医療保険と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります（障害認定により、既に後期高齢者医療制度に加入している方を除く）。

ご存知ですか？「国民健康保険限度額適用認定証」、 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

限度額適用認定証とは、入院した場合や、外来診療での治療費と薬代が高額な場合の窓口負担額を、限度額までの支払いで抑えられる制度です。制度を利用するためには認定証の交付申請が必要です。

現在、認定証をお持ちの方へ

現在、お使いの認定証の有効期限は7月31日(月)までとなっています。認定証を更新するための申請書類は7月上旬に送付しますので、8月以降も入院予定の方または高額な外来診療(そのときの調剤が高額な場合を含む)を受ける予定のある方は、忘れずに申請をしてください。

認定証を持っていない方、 当面8月以降使用する予定のない方へ

認定証は、使用する必要が生じてからでも申請できます。この場合は、認定証の交付を受けただうえで、被保険者証とともに医療機関や薬局の窓口で提示してください。

交付申請 方法

印鑑、国民健康保険被保険者証、個人番号カードまたは個人番号通知カード、本人確認できる書類(免許証等)を持参し、下記へ申請してください。

後期高齢者医療のお知らせ

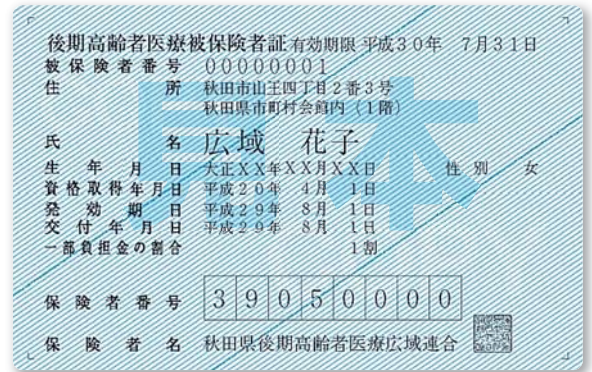
後期高齢者医療の保険証が8月1日(火)に更新されます

後期高齢者医療の「保険証」は有効期間が1年間で、毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に郵便（簡易書留）でお届けします。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい保険証を提示してください。また、これまで使用していた**むらさき色**の保険証は破棄するか、町福祉保健課へ返還してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在交付を受けていて、引き続き平成29年度も住民税非課税世帯の方には、新しい保険証と一緒に郵便でお届けします。保険証の台紙の裏面にありますので捨てないように注意願います。

なお、これまで交付を受けていない方は、申請が必要ですので町福祉保健課医療保険班にご相談ください。



▲新しい保険証

【現在使用している保険証(むらさき色)】

有効期限◎7月31日(月)まで
※8月1日(火)以降は使用できません。

【新しい保険証(みず色)】

有効期限◎平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで

後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

後期高齢者医療保険料決定通知

平成28年中の所得に応じて確定した平成29年度の後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き(特別徴収)されますが、年金の額が年18万円未満の方などは、納付書や口座振替により納めていただきます(普通徴収)。

なお、保険料の納付には口座振替が便利です。年金天引きの方も口座振替に変更できますので、希望される方は町福祉保健課医療保険班までご相談ください。

平成29年度保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

【均等割額】
39,710円

【所得割額】
基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×8.07%

保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて、次の表のとおり軽減されます

均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が次の額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(33万円)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,971円
基礎控除額(33万円)	8.5割	5,956円
基礎控除額(33万円) + 27万円 × 世帯の被保険者の数	5割	19,855円
基礎控除額(33万円) + 49万円 × 世帯の被保険者数	2割	31,768円

所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は153万円～211万円以下)	2割

職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方 ※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は、該当しません。	7割	11,913円

歯科健診のご案内

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「歯科健診」を無料で実施します。希望される方には、「受診券」と「健診票」をお送りしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907